

臭気判定士免状交付申請要領

(更新、再交付、書換え)

1. 免状の更新

悪臭防止法施行規則第 14 条に基づき、臭気判定士免状（以下、「免状」という。）の有効期間の更新（以下、「免状の更新」という。）を行う場合は、以下の要領で公益社団法人におい・かおり環境協会（以下、「当協会」という。）あてに提出して下さい。

(1) 免状の更新期間

- ア. 免状の更新期間は、免状の有効期間が満了となる日の 6 月前から有効期間が満了となる日までです。
- イ. 免状の更新申請書類は、手続きの関係上、有効期間が満了となる日の 1 月前までにお送りいただくようお願いいたします。また、1 月前までの発送が難しい場合には、遅くとも免状の有効期間が満了する日の 1 週間前までに申請書類が当協会に到着するようにしてください。
なお、有効期間満了まで 1 月を過ぎた方は当協会へご連絡ください。
- ウ. 災害、病気等のやむを得ない事情（以下、「遅延理由」という。）がなく、免状の有効期限内に更新手続きが行われませんと、資格が喪失（失効）しますのでご注意ください。

(2) 免状の更新申請書類

免状の本籍地および氏名に変更がない場合（下記①）と変更がある場合（下記②）によって、提出する申請書類が異なります。以下の該当する申請書類一式を当協会に、簡易書留と同等以上の履歴のわかる形で提出をしてください。

① 本籍地および氏名に変更がない場合の申請書類は以下の通りです。

- ア. 臭気判定士免状更新申請書（様式第三号）に所定の事項を記入し、捺印をしたもの
- イ. 現に有する免状
- ウ. 現に有する免状の有効期間が満了となる日の 6 月前から有効期間が満了する日までの間に
行われた嗅覚検査の合格証書
- エ. 免状の更新手数料を納付し、それを証する領収書等の写し
- オ. （引き続き、旧姓表記での免状の交付を希望する方のみ）臭気判定士免状登録内容変更申請書（試験事務実施細目様式 2）に所定の事項を記入し、捺印したもの

② 本籍地および氏名に変更がある場合の申請書類は以下の通りです。

- ア. 上記①の本籍地又は氏名に変更がない場合に記載されているアからエまでの書類
- イ. 本籍地（国籍）または氏名あるいはその両方の変更を証明する書類
従前の本籍地（国籍）または旧氏名あるいはその両方が記載された、戸籍個人事項証明書（全部事項証明書でも構いません。）
- ウ. 臭気判定士免状書換え申請書（様式第五号）に所定の事項を記載し、捺印したもの
- エ. （旧姓表記での免状の交付を希望する方のみ）臭気判定士免状登録内容変更申請書（試験事務実施細目様式 2）に所定の事項を記入し、捺印したもの

(3) 免状の交付

- ア. 免状の更新が行われた免状は、その免状の有効期限開始日以降の発送となります。
- イ. 新たな免状は、現に有する免状と引換えに交付いたします。

(4) 遅延理由により免状の更新が免状の有効期限満了日までに申請できない場合

遅延理由がやんだ日から起算して 1 月以内に、以下の書類を当協会へ 簡易書留と同等以上の履歴のわかる形で提出をして下さい。 なお、やむを得ない事情がやんだ日から起算して 1 月を越えた場合には、資格が喪失（失効）しますのでご注意ください。

- ア. 臭気判定士免状更新申請書（様式第三号）に所定の事項を記入し、捺印をしたもの
- イ. 臭気判定士免状更新申請遅延理由書（試験事務実施細目様式 3）に所定の事項を記入し、捺印をしたもの

- ウ. 遅延理由がやんだ日から起算して1月以内に行われた嗅覚検査の合格証書
- エ. 現に有する免状
- オ. 免状の更新手数料を納付し、それを証する領収書等の写し

2. 免状の再交付

悪臭防止法施行規則第15条に基づき、免状を破り、汚し又は失ったことにより再交付する場合は、以下の書類を当協会あてに提出してください。なお、特段のことがなければ受付終了後2週間以内に免状が交付されます。

- ア. 臭気判定士免状再交付申請書（様式第四号）に所定の事項を記入し、捺印したもの。
- イ. 破り又は汚した免状。（免状を失った場合は除く）。
- ウ. 免状の再交付手数料を納付し、それを証する領収書等の写し。
 - ※ なお、免状の再交付を受けた後、失った免状を発見したときは、5日以内に当該発見した免状を返還してください。

3. 免状の書換え

悪臭防止法施行規則第16条に基づき免状の記載事項に変更を生じたときは、以下の書類を当協会あてに**簡易書留と同等以上の履歴のわかる形で提出をしてください。**なお、特段のことがなければ受付終了後2週間以内に臭気判定士免状が交付されます。

- ア. 臭気判定士免状書換え申請書（様式第五号）に所定の事項を記入し、捺印したもの。
- イ. 現に有する免状。
- ウ. 免状の書換え手数料を納付し、それを証する領収書等の写し。
- エ. 本籍地（国籍）または氏名あるいはその両方の変更を証明する書類
従前の本籍地（国籍）または旧氏名あるいはその両方が記載された、戸籍個人事項証明書（全部事項証明書でも構いません。）
- オ. 旧姓表記で免状を交付する場合は、臭気判定士免状登録内容変更申請書（試験事務実施細目様式2）に所定の事項を記入し、捺印したもの。

4. 免状交付手数料

免状交付手数料は、上記1から3のいずれの場合も3,000円（非課税）です（悪臭防止法施行規則第25条）。手数料の納付は、下記機関の口座あてにお振り込みください。払込手数料は払込人の負担とします。なお、領収証の発行を希望される方は当協会ホームページ（<http://www.orea.or.jp>）に掲載している「領収証発行申請書」の返信用封筒を協会までお送りください。

払込機関

郵便振替	00160-1-611922
三菱UFJ銀行 浅草橋支店 普通口座	0826078
シヤ) ニオイ カオリカンキョウキョウカイ	
口座名義：公益社団法人 におい・かおり環境協会	

5. 氏名等の公表の是非

当協会は、地方公共団体の求めに応じ臭気判定士名簿を提出する場合があります。本名簿への氏名等の掲載を希望する方は「名簿掲載欄」の可に○印をしてください（勤務先と現住所を可と選択した場合には、現住所が掲載されますのでご注意ください）。

6. 申請書の送付先および問合せ先

環境大臣指定機関

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 2-14-2 新陽ビル 1106号 公益社団法人 におい・かおり環境協会 臭気判定士係 TEL：03-6233-9011（平日9時～17時）／FAX：03-6862-8854 電子メールアドレス：info@orea.or.jp
